

新 城 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

令和5年9月15日（金曜日）

議会運営委員会

日時 令和5年9月15日（金曜日） 午前11時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 請願の審査

令和5年請願第2号 予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願

「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄		
委員	齊藤竜也	佐宗龍俊	鈴木長良	浅尾洋平	
議長	長田共永	副議長	滝川健司		

欠席委員（なし）

参考人

續木智志

紹介議員

山田辰也

説明のために出席した者

なし

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美

開 会 午前11時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日は、13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました令和5年請願第2号について審査をいたします。

請願者、續木智志氏から提出されました令和5年請願第2号 予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願を議題といたします。

本日は、参考人として續木智志さんの出席を得ております。

また、説明のため紹介議員として山田辰也議員の出席も得ておりますので併せて御報告をいたします。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の請願審査のために御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼を申し上げます。忌憚のない御意見を述べていただけますように、續木様におかれましてはよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関して御説明や御意見を述べていただきまして、その後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いをいたします。

紹介議員には、その後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いをいたします。

それでは、續木智志さん、よろしくお願いをいたします。

○續木智志参考人 本日は、このようなお時間を取っていただきありがとうございます。續木と申します。着座でお話をさせていただきます。

まずは、私がどういう者なのかということについて自己紹介をさせていただきたいと思

います。私、昨年の1月まで、八名にありますステンレスのパイプを造る工場でお仕事をしておったんですけども、そちらでちょっとしたトラブルがありまして、適応障害という病気になって、今は現在、治療中の状況でございます。

そんな私がなぜそういうふうなトラブルに巻き込まれたかといいますと、簡単に言うと、賃金を支払わずに仕事をどうやってさせるかということ、非常に企業が一生懸命やっていたがために、それを告発したりとか抗議をした結果、最終的にはパワーハラスメントを受けて、お仕事ができなくなったというふうな状況でございます。

そんな私が、パワハラ of 被害者という視点でいろいろな物事を見るわけですが、私が勤めていた会社であつたりとか、今、話題になっているビッグモーター、それからジャニーズ事務所という問題を見たときに、ある共通の、何て言うのかな、共通の問題点があると。その問題点が新城市にもあるんじゃないかという視点で今回、請願というものを outs させていただきました。

この請願を出すに至った経緯なんです、私、今から3か月前の6月議会で、ここの場でまたお話をさせていただきました。その際に、水道料金の健全化に関する陳情を outs させていただいて、参考人としてここでお話をさせていただいたんですが、残念ながら不採択と。そこで、しょんぼりしていたところ、山田議員が、「續木君、お茶でも飲まないかい」って優しい笑顔でコメダ珈琲に誘っていただきまして、そこでいろいろ慰めていただいて、「午後の議会、見においでよ」というふうに誘われまして、午後の議会を見学させていただきました。

その際に、カークランド議員の予算質疑を見せていただいたんですが、そこで、新城医師会から出た要望書を基に、わずか3か月で900万円、900万円だったかな、900万円近い

補助金の予算がついたという話を聞いて、私、素人ながらに、一生懸命考えて陳情に伺ったんですが、全会一致で不採択、それに比べてわずか3か月という期間で、900万円の予算がつくということで本当にすごいんだな、要望書ということでびっくりして、だったら、このシステム使うしかないんじゃないかなといろいろ調べていきますと、この要望書、いろいろと問題があるんじゃないかなと感じた次第であります。

その問題点とは何かという部分なんですが、これらの、何ていうのかな、トラブルが起こる組織において共通する事項というものが、私の中ではあるんですが、それは意思決定を行う際に使う基準というものが不透明であり、不明確であることだと考えております。

私の会社で言えば、本来、労働基準法であったりとか、就業規則というものを基準に物事を考えなければいけないんですが、それがやっぱり利益を出すため、社長の一存、そういった形で物事が決まっていく。ビッグモーターでもそうです。保険金の不正受給をするに際してやっぱり利益というものを基準に考える。そして、ジャニーズ事務所に關しては売れるためということで、本来あってはならないことが見過ごされ続けてきた結果、今こうして大きなトラブルを引き起こしているわけであります。

そのような裁量だったりとか、慣習、空気と呼ばれるものによって物事が決定され続けていきますと、本来あったルールからほんの少し外れた前例ができます。そして、その前例を基に、さらに外れた前例ができる。そうして前例、前例、前例というふうに繰り返すときに、はっと後ろを振り返ると、本来のルールからは非常に逸脱したことが起こってしまう。その結果大きなトラブルになるというのが、私のこれらの物事の見方でございます。

では、私が問題視している要望書の内容としてはどういうものがあるかということなん

ですが、1つ目は鈴木養鶏場の件でございます。こちらに關しては、新東名に近いということだったりとか、悪臭についての問題を解決するためということで、市場価格の7倍だったか8倍という価格で買い取られたと聞いておりますけども、こちらについては、今、絶賛、裁判中ということですので、どういふふうな経緯でその金額が適正だったかどうかということは判断されるかとは思いますが、問題は、この金額がそれらの問題を解決するのに適正な価格かということです。その土地が、その土地の値段として適正であっても、市がそれを買い取る、買い取る上で支払う対価として、その金額が妥当かということを考えなければいけないということです。

2つ目、6月議会で山田議員が取り上げた東郷中学校の土地問題でございます。こちらについても、地権者の方からの要望書ということで、臨時の補正予算で6,600万円の予算がついたということなんですが、一応、この借りた土地を買う際にそういった価格で算定するということ自体は別に問題がないということなんですが、これ、もし前例として許してしまうと、もし新城市が今後、土地を買おうとなったときに、まず皆さん賃貸借契約を希望するようになるんじゃないでしょうか。本来、1,000万円足らずの土地が、賃貸借契約を経ることによって、その建物が整備されて土地の価格が上がった場合には、その価格で算定をされて買い取ってもらえるというような前例があるならば、それは皆さん、わざわざ一番安いときに売るのではなくて、まず賃貸借契約を結んで整備をしてから買ってもらおうと考えるのが、至って普通ではないでしょうか。

民法によれば、土地を借りて、それを返す際のルールが定められています。借りた人は借りたときの状態に戻すか、あるいはそれを貸した方が、その土地の価値が上がった場合にはその差額を支払わなければならないとさ

れているんです。その土地を買い取るときに、何で価値が上がった値段で買い取らなければならないのか。仮に、それが許されるとしても、市としてはそれを踏まえた上での買取価格を提示するというのがごくごく一般的な考え方だと思うんですが、それが許されてしまうのがこの要望書です。

そして、なぜその要望を踏まえた意思表示をするのかという理由については、前例があるから、これまでやってきたというような、先ほど言ったルールから逸脱したような、何かしらの慣習が働いてしまうということに、私は非常に懸念を抱いております。

そして、3点目でございますが、新型コロナワクチンに関連した带状疱疹ワクチンの要望書であります。本文を少し読ませていただきます。ここですね、「高齢者に対する新型コロナワクチン接種の定期化が想定される状況においては懸念しなくてはならない点です」と。何を懸念するのかと言いますと、「新型コロナワクチン接種により、带状疱疹後の神経痛のリスクが1.8倍になるとの報告があるので、带状疱疹のワクチンは打ったほうがいいと思います」という要望書が出てるわけです。

こちらの文章、何かと言いますと、新型コロナワクチンの感染症法の位置づけが5類になった際の厚労省から出されている通達になります。ここにはこのように書かれております。「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態とは考えられない」と書いてあるわけです。この健康に対して重大な影響があるとは考えられない病気に対して、なぜ今後このワクチンを打ち続けていかなければならないのでしょうか。もっと言うのであれば、1,200万円もの予算を取って、しかもロイヤリティーを払って接種を推進しなければならない理由は何なのでしょう。そして、それによって引き起こされる带状疱疹の神経痛の発生率が1.8倍になると。これは、

健康に対して重大な影響ではないのでしょうか。これをお医者さんが認めた上で、その後、自分の病院でワクチンを打って、「あんだ、ワクチンを打つと带状疱疹になるからこのワクチンも打ったほうがいいよ」と勧めるのかと思うと、私は背筋が凍る思いでございます。

そのような倫理感の欠いた要望書というのが平然と出されるのはなぜか。それは、要望書というシステムが非常に透明性がなく、公表されてないからではないかと考えるからでございます。

私は、今日ここにきた理由について、自分の立場について強調させていただきたいのは、「こんな予算通しやがって」ということを皆さんにお伝えしたくて来たわけではないのです。これについて、十分な審議を行って、その情報を市民に対して公開をしていただきたいと考えているからです。

なぜならば、私がざっと調べた情報によりますと、議会の審議の時間というのは非常に短い。今回の9月議会でいいますと、8月の下旬に予算の説明があって、予算が提出されて、その1週間後には質問に対する締切りがなされ、さらにその1週間後には予算に対して決議が取られると。わずかに、3週間の間に、要望書という非常に極めて個人的な事情に基づいた予算について、十分な審議をするような時間はないのではないかと。

さらには、そういった予算と、非常に大事な予算とか抱き合わせで出されることによって、ここについては、賛成したくないなと思っても、こっちの大事なものを賛成しないわけにはいかないというような事情で賛成されているというお話も聞きました。であるならば、やはり議会では、この要望書の、要望書を発端とした予算に対してイエス、ノーを明確に意思表示するということが難しいんじゃないかと思ったわけです。

であるならば、今回請願で、つくっていたきたいという条例を定めることによって、

要望書を起点とした予算案については、その情報の透明性を確保していただきたいと思ったわけであります。

今回のつくっていただきたい条例についてですが、1、長が、市民から要望書を受け、予算案の作成を決定した際には、その要望書とともに、議会にその決定を報告する。これは、私が議会事務局に請願書を出すと、議会事務局が議長であったりとか、委員長に対してこういう請願がありましたということが報告されて、審議をしてくださいと情報が流れると、これと同等のことをまず要望書にもやっていただきたいと。

2つ目、予算案の作成に伴う会議を行った際には、長はその会議の議事録を議会に対して公開をすると。ここで話し合われた内容であったりとか、本会議で行われた質疑というのは公開がされております。ですので、それと同等の情報公開を要望書に対してもしていただきたい。

そして、3点目、本予算案が議会で可決した際には、元となった要望書は個人情報伏せの上で市のホームページにて公開をすると。私の請願の是非というものは、この後ホームページで公表をされます。私が出したということに関しては伏せられておりますが、こういう要望に対して議会はどのように裁決をしたかということに関しては、イエス・ノーがきちんとホームページに公開をされますので、それと同じことを要望書においてもやっていただきたいということでございます。

このような条例を定めることによって、私が何を、どのような効果を望んでいるかということについてですが、請願書の6番目にあります効果の部分であります。1つ目は、長が大事にしているもの、人ですね、人だったりとか、事ということが可視化されることによって、有権者の投票行動の判断材料になると。

2つ目、長、行政、議会の議論が深化、こ

れはより深い議論をすることによって、予算案に対する市民の納得感につながる。そして、そのことにより、不公平感だったりとか、ねたみの気持ちを減少させて、それらを取り除く労力から解放される。

そして、3つ目、市民の政治参加の機運が高まるとともに、政治に対する依存心の低下と自立心の向上が期待できるということでもあります。

このような効果を生みたい思いについて、お話をさせていただきたいと思います。

皆さん、市議の皆さんは今の市政をどのようなふうに見ておられるでしょうか。私は、一言で表すのならば、寝た子を起こすというような市政運営が行われているように思います。

先日の議会、傍聴させていただきましたが、事故が発生してますね。ゆ〜ゆ〜ありいなで事故が起こった。それに対する報告をしっかりとってくださいというお話が出てました。さらには、車検切れというお話も出ております。私、製造業でお仕事をしていたので、ハインリッヒの法則というものを聞いたことがあるんですが、大きなトラブルが起こる前にはその前兆となる小さなトラブルが起こって、その小さなトラブルが起こる前には、さらに小さなトラブルが起こっていると。その小さなトラブルを見過ごしたゆえに、見過ごして、見過ごして、見過ごして、最終的には大きなトラブルに続くという考え方があります。

現在、新城市はガバナンスが崩壊をしていて、本来、最低限しなければならないことについても手が回らないのではないかと。それについて、指摘をしないで何となくうまくいってますよという雰囲気をつくろうとしているのではないかというのが、私の見立てでございます。寝た子を起こさないで、勝手に体調がよくなることもあるかもしれません。それは、その人たちが自己免疫によって回復するだけの力を持っている場合だけではないで

しょうか。

私は、このままこの要望書という極めて、何ていうのかな、隠匿性の高い特定の人にしか利益をもたらさないようなものというものはきちんとここで公平なシステムに変えておかないと、新城市にとって致命的なダメージになるのではないかと考えております。

そして、今後すべきはどういったことかということですが、私はうみを出し切ることでと思います。このうみというもの、こういう話をしますと、やれ議会とか市議とか市長とかということに目が向くと思いますが、ここでいううみは市民が市民の中にたまっているうみのことです。

私にもうみがたまっておりました。そうですね、2、3年ぐらい前は、何年かに一度、投票所に行って、自分のこの人だと信じる人の名前を書けば、政治というのはよくなるものと思い込んでいたんです。そんなことないんです。この消滅可能性都市と呼ばれる新城市を再生させるためには、たかだか18人の市議と、たった1人の市長で何とかかなるような状況ではないと今は自覚しております。

それゆえに、私にできること、市民という立場でできることは何かということを精いっぱい考えて、本日は請願にやっ来てまいりました。

ここで、私と意見の異なる方は敵ではありません。私の言ったことを1つでも2つでも何か、「ああ、そうだな、こんな声があったな」ということを踏まえて、市政に反映させていただければ、私はこの件が採択であろうが不採択であろうが構わないという覚悟で来ております。

私のような思いを、新城市をほんのちょっとでもよくしたいという思いを少しでも酌み取るためには、こういった不透明なシステムではなくて、公開をして、例えば、ガソリンが高いからガソリンに対して補助金を出してくださいという声が届けばいいではないです

か。卵が高いから、卵の補助金出してくださいという声が届けばいいではないですか。なぜそれを言うのが、新城医師会だけなのでしょう。そこが、やはり今までの既得権益に乗っかって、そういう人たちが優遇されてきたという歴史があるからではないかと思うわけです。その既得権益を皆に開放して、我こそが、税金を使うことによって市を繁栄させることができるという自覚を市民1人1人に抱いていただく、そこが私の最終目標でございます。

なので、何度も繰返しになりますが、文句を言いに来たわけではないので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見は終了をいたしました。

次に、参考人の續木さんに対する質疑に入りたいと思います。

なお、念のため申し上げますけれども、参考人は委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。また、委員に対しましては質疑をすることができませんので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今日はありがとうございます。

大変、内容も、自分自身も共感するところ、たくさんありまして、鈴木養鶏場の件から、また自分的にはやっぱり学校給食のセンター化になったプロセスも、議事録がないと言ってますよね、向こうはね。

やっぱり、そういったところで市民からの情報公開請求もしたけれども存在しないというところの中で決めていったということもありまして、非常にそういった今回の請願書の、續木さんの内容等も非常に感銘するところもありました。

その中で、3点に及ぶ条例等の御提案ということだと思うんですけど、その中でこうした内容を規定していくというところで、基本条例というのも新城市議会にもありまして、そういった議会改革のほうでこういった取り入れていくというような方向性もあるのかなとは思いますが、そこら辺の何が何でもやっぱりこの請願書どおりに条例をこちら側でつくって、当局に突きつけていくというようなルール改正がいいのか、それとも今うちでは議会改革の基本条例もあっての中に取り込みながらの進め方がいいのか、そこら辺通して、全体の感想も含めてですが、續木さんの思いとか、そういったものが聞かせていただければと思うんですが。

以上です。

○丸山隆弘委員長 續木さん。

○續木智志参考人 ありがとうございます。

私が、議会の仕組みというものを理解しておりませんので、形式についてはもう一切、市議の皆さんが仕事をしやすいようにというのが第一の目的でありますので、これが条例だったりとか、規則と書いてあったのは、私が知らないゆえに書いたものなんですけども、こちらは市長がつくるものだというのをやっと分かったものですから、本来何でもいいんですが、やはり、予算が出てから審議する、あるいは予算が通ってから説明をするというのは、ずーっと浅尾議員、ちょっと別件で調べたんですけども、平成29年の予算・決算委員会で、浅尾議員が、当時、水道行政の統合に向けて市民に対して説明がなされていないというようなことを質問されてるんですけども、私の感覚で言いますと、6年言い続けてますよね、6年言い続けてできないものを7年目からできると思わないほうが、精神的に健全だと思うわけです。だとしたら言わざるを得ないルール、そういったものをつくられたほうが、浅尾議員もそこに捉われる時間も減りますし、あるいは予算に対してこう

したほうがいいんじゃないですかということ、前を向いた議論ができるのかなと考えておりますので、私は皆さんがやりやすいように、早い段階でこういうふうな予算をつくるということが察知できて、それについて、早めに議論を行える。それがバーンと出た瞬間にイエスカノーかを迫られるということになると、私がさんざん言ってきた水道の件についても、値上げせざると、値上げをしないと困ってしまいますという状況で出てきて、通さざるを得ないという状況になっておりますので、やっぱりそこまでのプロセスを変えたいというのが一番の目的なので、そこについては一切こだわりはありません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑ありませんか。
佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 ただいまいろいろと説明していただきましてありがとうございます。

お気持ちだとか本質というか、そういうことは大変よく分かりましたので、基本的にはもっと時間をかけて議論を尽くすべきだという点と、それからその中身をしっかりと公開して市民に見えるようにしてほしいということが趣旨なのかなと受け取りましたので、それに関しては、浅尾委員も言ってますけど、私もそれは異論はないし、それを進めていかなければならないと感じました。

ただ、すいません、申し訳ない、この請願書を見たときに、ちょっとずれてるというか、その趣旨であるならば、その趣旨で書いていただければとてもすつといくんですが、例えば、件名を見ますと、予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願ということで、要望書の取り扱いをもう少しこうしたほうがいいのかというような件名、それから、請願の趣旨に関しても、基本的に要望書を陳情書や請願書と同等の扱いにしてほしいというような趣旨なので。

これ、紹介議員の山田議員に聞いてもいい

ですか。

要は、この請願書を紹介するに当たって、この中身を見て、こういうところがちょっとおかしいから直したほうがいいよとか、こういう文章はちょっとこうしたほうがいいんじゃないというようなアドバイスだとか指摘をした上で、これが請願書としてよかろうということで、紹介議員になられたということによっていいんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○佐宗龍俊委員 そうすると、実は、新城市議会は、要望書はどういう扱いかというと、陳情書と同じ扱いをしてるんです。実は、申合せというのがあって、陳情の定義というところに「新城市議会において、陳情書、要望書、要請書、嘆願書など名称のいかんを問わず、その紹介議員のない文書を陳情として扱う」ということなので、陳情書であろうが要望書であろうが同じ扱いで、新城市議会はやっているんで、この趣旨だとか請願の理由が、ちょっとこれだと續木さんのおっしゃりたい基本的な本質とずれてしまっているし、勘違いをされているので、その点で、申し訳ない、少しもったいないというか、そういうふうになっておる。

我々は、やはりきちんとした請願書として件名だとか、趣旨だとか、理由をきちんと受け止めて採択するのかなのかというのをするものですから、気持ちだとかおっしゃって、訴えたいことはすぐ分かるし、とても当然それは我々も進めていかないといけないと共感はするんですが、ちょっとその部分で勘違いをされてて、この請願書を書かれたのかなと感じたので、その点、特に山田議員に質疑なんですが、その点はどうですか、紹介議員として。

○丸山隆弘委員長 山田辰也議員。

○山田辰也紹介議員 私は、この請願の元になる話を聞いたときに、こういう請願って今まで出てない、こういう要望とか請願につい

ての考えを市民からもらっておらなかったものですから、請願者の續木君が、まずは市民が政治に関することの一石を投げようということで、この1つの形を出してきております。

先ほど言ったように、仕組みをどうこうっていっても、これはそう簡単に一長一短変わることはないんですが、これによって議員の方が少し考えを改めていただくことを望んだと私は感じて、この内容を押したんですけど、強く書き過ぎてるところも感じておりますが、まずは最初の一步として、長い道のりも最初の一步ですから、それを理解してもらうには時間はかかると思いますが、要望書が出たのに要望書はすぐ予算がつく、先ほど言ったように、僕も思ったところは、6,600万円の予算が数人の方の要望書が通ってしまう。それと带状疱疹ワクチンについてもすぐ通ってしまう。なのに、給食センターの40億円近くかかるものに対しての説明会をしてくれという、議会が通したのにもかかわらず、行政側がそれにちゃんと答えてくれないのではないかというその不満な点についての取扱いの差を感じて、こういうふうに出してきたものですから、今回はこれが全てというわけではなくて、今後、要望であっても請願であっても、元になるものについて、どこかで議論していただきたいというのは、この請願者の気持ちを酌んで出したことです。

ですから、通常の請願のとは少し趣旨が違ってるかと思いますが、議会がよくなって、市民が参加できる、国民として、市民たちの権利を主張したいと思って出してきたことに賛同して、私、内容は特に変える必要もないかと思ったものですから、個々に悪いところは今後、議論をしていただくのは議会のほうではないかと思って、僕はそのまま出しました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。續木さんの

思いというのはもう分かりましたので、すいません、ちょっと形式的なことというか本質的なことというか、その請願のやり方だとかという部分でもったいない、とてももったいない。

今のお2人のお話を聞くと、基本的にはその請願ではなくて、陳情ですね、いわゆる陳情、先ほど説明したとおり陳情書であろうが要望書であろうが要請書であろうが嘆願書であろうが、新城市議会ではそれを全て陳情という形で、同じレベルで扱いますので、その陳情の取扱いをもっと厳格化するというか、もっと何て言うんですかね、議論をしてやるということだと受け止めたんですが。

要するに、もうこの趣旨だとか理由が、要望書を陳情書や請願書と同等の扱いにしないというような趣旨、理由に間違いなく読み取れるので、それだったらもう要望書というのは、現在、既に陳情書と同じ取扱いをしているので、この趣旨や理由はもう既にできてます。

ただ、お話を伺ったらそうではなくて、もっと陳情に対して時間をかけて議論をしたり、その議論の過程だとか内容をみんなに公開するように、そういうふうにしてほしいと私は受け取ったので、それであれば、ちょっとこの件名だとか、趣旨や理由がずれているので、そういう形での請願書にさせていただかないと、なかなか通すのが厳しいのかなというのが今の私の感想ですので、その趣旨としては、先ほど言ったような、もっとしっかり議論をなささい、その過程、中身を見えるようになささいというのが本来の趣旨ということではよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 續木さん。

○續木智志参考人 訴えたいこと自体は、そのとおりだと思うんですけども、作り上げる現象として、ちょっと僕の場合は、今回の新城医師会の要望書についても、開示請求をして入手したものです。でも、請願書

とかだとネットとかで検索すると見れたりしますし、また結果が陳情書であれば、市のホームページに載ってますよね、採択・不採択ということで載ってますよね。

新城市で、僕が例えば、水道行政についてした陳情も不採択ということで、ホームページではありますけども、陳情と同じ扱いになってるというけども、新城医師会からの要望に応えましたということについては、結果は出てないと思うし。

○丸山隆弘委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 要するに、委員会付託をして、委員会審査をしたものについては公開をしているということなんで。

○丸山隆弘委員長 續木さん。

○續木智志参考人 ですので、予算がついた要望書に関しては、やはり公開をするべきではないかというのが、僕としての考え。

なぜかという、予算というのは税金で賄われてますので、その予算をつけましたと、この方からの要望に対して予算をつけましたということに関しては、やはり、公開をして、それが公益性があるのか公共性があるのか公平性があるのかということについては、公開をしないと、やっぱり知られたくない方が要望書を出して、便宜を図っていただきたいということに使われ続けるのではないかなと、私は感じるの、そこについてはここという陳情書と同様の扱いというのはそういう意図なので、そのように書きました。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ちょっとそのあたりが、恐らく勘違いをされてるというか思い違いをされてる部分があって、要望書が出て、その要望書が出たから予算化しようという、きっかけはある場合もあるんですが、別に、例えば、今回、事例で出しておられる医師会が要望書を出したから予算化したとか、そういうことに全く関係ないことはない事例もあるのかもしれないんですけど、そういうことではなくて、

必ずしも要望書が出たから予算化されたというものばかりではないので、それを誰かから要望書が出た、例えば、Aという団体から出た、Bという団体から出た、Aだったら通すけどBだったら通さないとか、そんなイメージで見られてるような気がして、それは間違いないと我々は思っていますので、要するに、このお気持ちはよく分かりましたし、大きな意味できちんとどこからこういう要望が出ましたと。だけど、別に我々は、だから予算化したなんていう話ではなくて、これを予算化するに当たっては、もちろんこういうところから要望書は出ておりますという情報公開は必要だと思いますけど、ただ、予算化するに当たってはその正当性だとか、その議論の中身をきちんと公開しなさいというお気持ちはよく分かりましたので、それは受け取んですが、ただ申し訳ないです、だったらこの請願書をもう少しそういう趣旨が分かるように、1つ1つ何か取扱いというか、たくさんあるんですが、ちょっとそういう個別のことがちょっとあるゆえに、何だかその請願が理解されづらいというか、何かおかしい方向に行ってしまったような気もするので、すごくそのお気持ちはよく分かったし受け止めたんですが、請願書としてはちょっと逆に内容的にきちんとした趣旨というか、それがこちらにとって、受け取りづらい内容になっておるので、ちょっとそのあたりで、今回はただこういう請願書として出されたので、私はそれに基づいて判断をしたいと思いますので、すいませんがよろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

委員長から確認させていただきますけれども、この請願書の主題となる件名、それから1、2、3と項目が書いてございます。ここに網羅されていると判断しておりますけれども、それで結構ですね。ちょっと確認させてもらいます、いろいろお話があると広がって

いきますけれども。

續木さん。

○續木智志参考人 私としては、思いはあるんですが、やはりルールが変わるということではないと、その思いを1人1人に伝えることはできないと思っているので、思いを伝えることよりも、仕組みが変わることを考えておりますので、本請願においてはここについてその思いが詰まった結果、こういった変更をしていただきたいということです。ちょっとその思いを伝えることが重視なのか、ルールを変えていただくことが請願として正しいのかということについては、また勉強をしてまいります。そこについては一切ずれがないと主張させていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑はないようでありますので、以上で質疑は終了させていただきます。

續木さん、また請願紹介議員の山田議員には本日はありがとうございました。

~~~~~

ここで休憩をいたします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時55分

**○丸山隆弘委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願について、不採択の立場で討論をさせていただきます。

この請願につきましては、大きな趣旨とし

て、予算案の元となったこの要望書、予算案の要望書によって予算案が出た場合に、もっと時間をかけて議論を尽くすべきである。そして、その議論した中身をしっかりと公開するべきである。そのためには仕組みが変わることが重要だというお考えは十分に理解をさせていただきましたし、今後、議会ではただいまやっております特別委員会等でしっかりとこれは議論を重ね、そのようになるようにしていくべきであるし、していこうということは思っておりますが、今回のこの請願書を見ますと、趣旨でありますとか、請願の理由に、要望書の取扱いを、請願書及び陳情書と同等の取扱いにするべきだと。そのための規則、条例の制定を求めるというような内容でしたが、現在、既にその点でいいますと、要望書は陳情書と同じ取扱いをしているという部分もあって、この内容的には少し間違っておられる。

それから、理由以降の1つ1つ細かい内容を挙げていただきましたが、この内容につきましては請願者の方の個人的な見解や考えが書かれておりますが、少し思い違いをされている部分、間違った解釈をされている部分が見受けられるということもありますので、この請願書としての全体の中身としては趣旨採択ができかねる内容でありますので、本質のお気持ち、お考えはよく理解できましたので、議会の中でそれは酌んでいきますが、今回の請願に関しましては、不採択とさせていただきますと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、議題になっております予算案の元となった要望書の取り扱いに関する請願については、趣旨採択でお願いしたいと思って、討論に参加させてもらっています。

請願内容については、本人からのお話等を

聞いて、非常に理解できる場所が多くありました。陳情と請願等を同等にするという文言もありますが、やっぱりこの内容、予算の元となった情報公開、見える化をしてほしいという内容を十分に理解ができます。

これまでに、鈴木養鶏場についてとか、あとは東郷中学校の土地に関わる問題等々は、学校給食も含めてですが、今、市民の中で、本当に納得がいけないという思いの表れであると思いますので、やっぱり議会としてもそういったところをしっかりと公表していく市政に変えていくというところが、今、求められていると思いますので、こうした見える化の内容については、やっぱり議会改革、また新城市には基本条例の中の第13条また第15条に含めて、さらにここに強化をしていくという宿題、課題を突きつけられたと私自身感じましたので、やはりこれからこういった内容をより精査をして、規則や条例等に補充していくという考えから、今回の内容については趣旨採択とさせていただきたいという思いで討論に参加させていただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより請願第2号を採決します。

趣旨採択と不採択の討論がありますので、起立により採決をいたします。

初めに、本請願を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立少数と認めます。

よって、本請願は不採択すべきものと決定をいたしました。

これをもって、議会運営委員会を終了させていただきます。

閉 会 午後0時02分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

議会運営委員会委員長 丸山隆弘